資料3



# 自主防災組織の活動について

### 十日町市総務部防災安全課

「自主防災組織の手引き(総務省消防庁)」を基に十日町市作成

総務省 消防庁「自主防災組織の手引き」 https://www.fdma.go.jp/mission/bousai/ikusei/items/bousai\_R5\_3.pdf



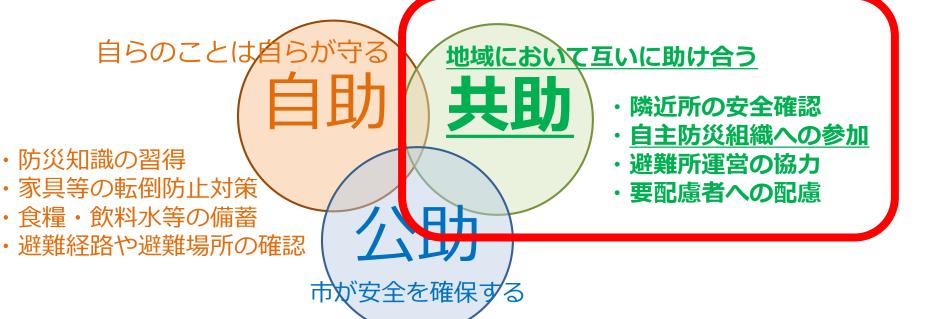
# 目次

- (1)防災基本条例が定める基本理念
- (2)自主防災組織に期待される活動・役割
- (3)連携による自主防災組織の活動の活性化
- (4)自主防災組織の活動支援
- (5)避難情報
- (6)避難所
- (7)市からの防災情報伝達
- (8)十日町市総合防災訓練の振り返り

#### $\blacksquare$

# (1) 防災基本条例(H27) が定める基本理念

「自助」、「共助」、「公助」の理念に基づき、それぞれの責務及び役割に応じ、連携を図りながら災害対策に取り組む。



- ・災害や避難情報の提供
- ・要配慮者への支援
- · 復旧 · 復興対策

# (2) 自主防災組織に期待される活動・役割



# 震災害時 期 待される活 動

役

#### 災害時の状況

発生前

発生直後



災害発生直後

数時

占

後

地域で救援活動に当たる人も 含めて、大部分の人が被災者で あり、生命の危機・生活環境等 の破壊に対し、自助と地域住民 の共助が中心となる。

~ 災害発生から数日間 ~

行政や公的機関による緊急対応 地域住民と自主防災組織としては、 初動対応となる消火、避難、救出 救護、給食・給水等を実施する時 となる。また、外部から様々な支持 活動、人材、支援物資が入ってく 時期でもある。

(地域性や災害の規模によって) 外部からの支援時期は異なる。)

#### 自主防災組織に期待される活動 ■役割

- 防災計画の策定
- 防災知識の普及
- 防災訓練の実施
- 資機材等の整備
- 災害危険箇所、避難行動要支援者の把握等
- 白身と家族の安全確保
- び隣での助け合い (出火防止、初期消火、救助等)
- 安否や被害についての情報収集
- 初期消火活動
- 教出活動
- 負傷者の手当・搬送
- 住民の避難誘導活動
- 避難行動要支援者の避難支援
- 自治体および関係機関の情報伝達
- 他団体等への協力要請
- 物資配分、物資需要の把握
- 炊き出し等の給食・給水活動
- 防疫対策、し尿処理
- 避難行動要支援者への配慮
  - ボランティア活動のニーズの把握

数 Ħ

# 風 水害時 に 期待される活 動 役 割

#### 災害時の状況

災害発生前

ラジオ・テレビなどの気 象情報に注意し、避難情 報に備えて行動する。 また、地域の災害状況 (水位、土砂災害の前兆 現象)に注意する。

#### 自主防災組織に期待される活動・役割

- ※ 早期の情報伝達・事前行動が必要
- ※ 土砂災害の前兆現象などに注意し、 異常があれば自主避難するととも に、市町村に通報する
  - 〇 住民への避難の呼びかけ
  - 〇 土嚢積み等、被害を抑える行動
  - 〇 避難行動要支援者の避難支援

災害発生

災害発生直後

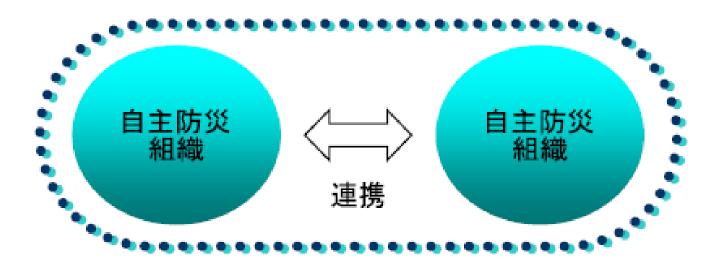
早期に避難を完了し、避 難所等での安否確認等を 実施する時期である。 また、状況に応じて、水 防活動、救出・救護を実 施する。

- ※ 被害を抑えるための行動と避難所運営
  - 〇 自身と家族の安全確保
  - 〇 水防活動
  - 〇 安否や被害についての情報収集
  - 〇 救出活動
  - 負傷者の手当・搬送
  - 〇 避難所運営



# (3)連携による自主防災組織の活動の活性化





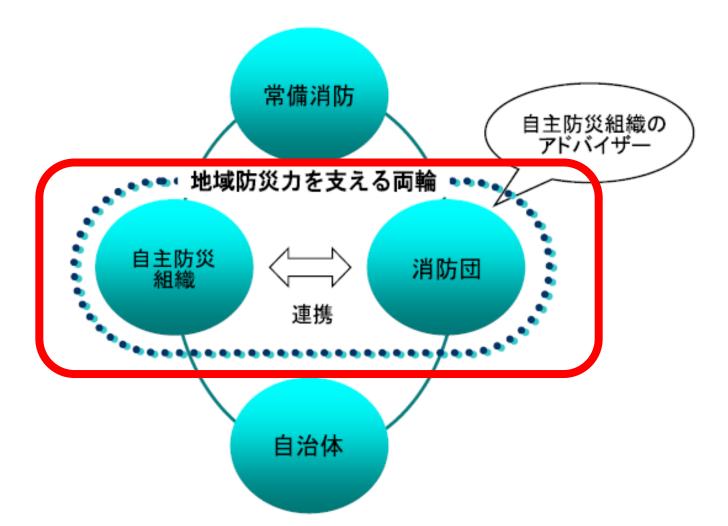
- 〇 近隣の自主防災組織と相互の応援協力体制
- 〇 自主防災組織間における情報・人的交流
- 〇 防災まちづくりの共同実施等

災害時 → 相互に協力した活動の展開

平常時 → 交流・会合(活動における情報交換の場) 災害時の応援協力体制

> 合同訓練 避難所運営の役割分担・体制 資機材等の共同保有・活用 等

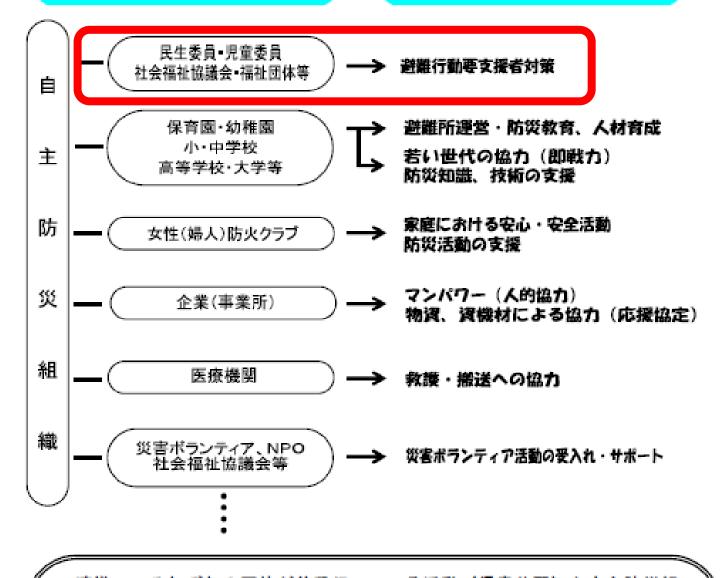
# 消 防団 常備消防等との連携



- 災害時 → 自主防災組織と消防団等が相互に連携した 消防・救助活動の展開 災害情報の収集
- 平常時 → 消防団等による様々なアドバイス (防災に対する知識・技術の向上)

#### 団体との連携

#### 連携による活動・機能例



連携 = それぞれの団体が普段行っている活動(得意分野)と自主防災組織の活動(地域防災力)とを結びつけ、相互の得意分野で地域の防災力を補完し合うこと。



# 避難行動要支援者支援のイメージ図

高齢者や障がいのある人たちなど、災害発生時に支援を必要とする人に対して、集落や自主防災組織、民生委員の人たちなど、地域が連携して助け合う仕組みです。

#### 十日町市

避難行動要支援者 名簿の作成 名簿情報の外部 提供に係る同意 確認

> 日頃の声かけや 見守り、要支援 者の現状把握、 支援体制の相談

名簿情報提供 **【** 

#### 避難行動要支援者

(要介護3~5の高齢者、 身体障がい者(1・2級)、 精神障がい者(1級)、 知的障がい者(A)など)



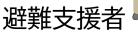
顔の見える 関係づくり (相互の信頼関係) 災害時の 情報提供や避難支援



#### 避難支援等関係者

(<mark>自主防災組織(自治会含む)</mark> 民生委員など)

協力依頼など



(要支援者の近所の方など 実際に支援をする方)



## 避難行動要支援者名簿

#### 【名簿の作成~提供(市の対応)】

行政保有情報に基づき対象者に名簿情報の外部提供に係る同意確認



同意者



不同意者を含む要支援者全員

要支援者名簿/同意者分



平時から提供

#### 要支援者名簿/全員分



災害時等に提供

#### 避難支援等関係者

- ・確約書の提出を受け、名簿を提供
- ・訓練等を通じて、<u>日頃からの顔の</u> 見える関係づくり等に活用
- 災害発生時または避難情報発令時 に安否確認等に活用

#### 避難支援等関係者

- ・災害対策基本法第49条の11第3項の規定に基づき、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において、避難支援等の実施に必要な限度で名簿を提供
- 安否確認等に活用

#### 【避難支援等関係者】

自主防災組織(自治会等を含む)、民生委員、消防署、警察署、社会福祉協議会、保健所



# (4) 自主防災組織の活動支援





# 防火防災訓練 災害補償等 共済

別記様式

自主防災組織などの地域コミュニティが防災訓練を実施し、万が一事故など発生したときは、市に対して事前に防災訓練の届け出を行うことで、共済から補償を受けることができます。

「防災訓練計画届出書」 ⇒ 本庁防災安全課もしくは各 支所地域振興課に提出して ください。

	自主防災組織名	
	代表者 (住所)	
	(氏名)	(EI)
	(電話)	
	防災訓練計画届出書	
十日町市防災 おり届け出ます。	訓練災 要綱第3条第2号に規定する防火防災訓練	東を以下のと
1 訓練日時	平成 年 月 日( ) 午前・午後 時 分 から 午前・午後 時	分
2 場 所		
3 訓練内容		
4 参加人員	Д	
	(詳細な訓練計画書等)	
5 添付書類		



# 防災訓練への講師派遣

#### 地域の防災力アップをめざして!



### 地域が行う防災訓練に 講師(防災士)を派遣します。

日頃より地域での防災活動にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

十日町市では"災害に強いまちづくり"を推進するために、地域が行う自主防災活動に 対し支援を行っています。自助(自分の身は自分で守る)、共助(地域のことはお互いに助 け合って地域を守る)に基づく地域防災力の強化を目指し、自主防災組織等が実施する防 災訓練に講師(防災土)を無料で派遣いたします。

◆募 集 期 闘 令和4年4月から令和5年3月末の1年闘

◆講習の種類と内容 裏面のとおり

◆講 師 NPO セーフティネットぼうさい

◆申 込 み 方 法 「計画届出書」に必要事項をご記入の上、十日 防災安全課(防災安全係) までお申し込

> 防災安全課防災安全保 57-3197(直通) 5-752-2122

ail : t-bousai@city. tokamachi. lg. jp

#### 自主防災組織育成事業講習一覧

No,	講習(訓練内容) ※所要時間
1	防災講話支援 ※1時間 防災教育や防災意識啓発のための講話を行う。
2	消火訓練支援 ※0.5 時間~1時間 水消火器を使用した初期消火訓練について指導を行う。
3	救命・救助訓練支援 ※1時間 AED 操作、救命・応急手当手技などについて指導を行う。
4	地区防災計画・防災マップ ※2時間 防災ワークショップ、DIG (災害図上訓練) などを通じ、 地区防災計画や地域ハザードマップ作成について指導を行う。
5	避難所運営訓練支援 ※1時間~2時間 避難所の立ち上げや運営などについて指導を行う。
6	その他 上記に区分されない、防災訓練、防災教育について支援を行う。 ※十日町市が必要と認め、かつ派遣される講師が対応できるものに限る

#### 【申込み手続きの流れ】

- ① 訓練予定日の概ね1ヵ月前に<u>「計画届出書」を市(防災安全課)に提出</u>願います。 ※その際に資機材を要望する場合は、「資機材借用申請書」を提出してください。
  - 訓練会場は、自主防災会、町内会等で手配願います。
  - ・上記訓練は、所要時間に応じての組み合わせも可能です。
  - ・訓練内容について、ご不明な点はご相談をお受けいたします。
- ② 市(防災安全課)が、講師の派遣依頼を行い、NPOぼうさいと日程を調整します。
- ③ 訓練当日に NPO ぼうさいが、訓練会場に出向き、講習(訓練指導)を行います。 ※資機材を申し込まれた場合は、訓練前日までに市(防災安全課・各支所)まで取りに 来てください。



②講師派遣の依頼



# 訓練用資機材の貸出

令和 年 月 日

十日町市長 様

【申	請者】			
団体	名:			
代表	者:			
連絡	先:			

#### 防災訓練用資機材借用申請書

防災訓練等で使用したいため、下記のとおり防災訓練用資機材について借用 くださるよう、申請いたします。

記

					(借月	資機材名 必要数		
1	借用したい 資機材		Ñ	当火訓練用放射器具(水消火器) (※最大 12 本)				
					A	ED 操作トレーニングキット (※最大 3 セット)		
2	借	用	し	た	. V	借受日	令和 年 月 日   場所:本庁 支所	
	期				間	返却日	令和 年 月 日   場所:本庁 支所	
3		用に 注				」と また 万一倍田」を物品を3項」を提合け 田語		

市使田欄

#### 【決裁欄】

課長	参事	補佐	係長	係員

借用の可否	可・否
貸出日	令和 年 月 日
返却日	令和 年 月 日
確認者	

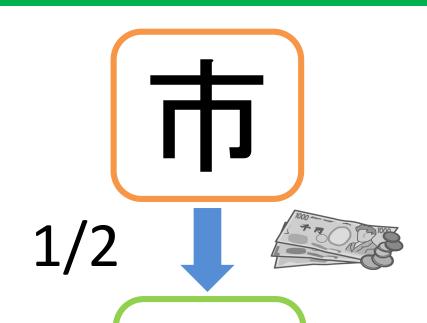


防災訓練用資機材の借用

←「防災訓練用資機材借用申請書」 本庁防災安全課もしくは各支所地域振 興課に提出してください。



# 十日町市自主防災組織補助金



訓練や講座等



防災ワークショップ 炊き出し訓練

自主 防災組織

※補助条件他団体 (消防団、学校、事業所など)との連携

防災資機材の購入



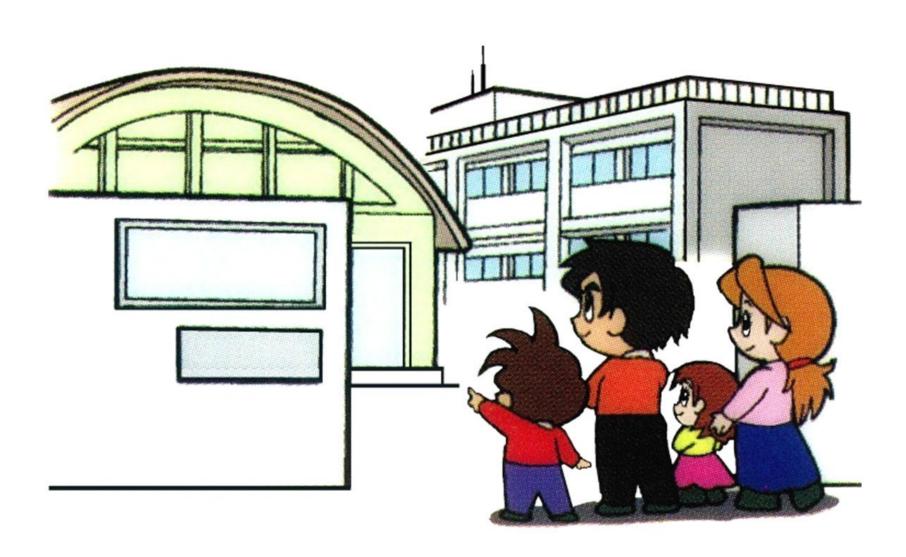
消火器、テント AEDなど

# (5)避難情報





# (6)避難所



#### 避難指示等の発令



#### 周囲の状況と安全の確認

#### 地区緊急避難場所

(原則屋外)

#### 地区避難所

(原則屋内)

自主防災組織・町内会等で決めた自主的に集合する場所や施設 で、一時的に避難し、安否確認等を行う。

※設けているかどうかは、自主防・町内会へ確認をお願いします。

#### 垂直避難(自宅、知人宅等)

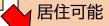
水害や土砂災害などの災害発生時 に今いる建物やすぐ目の前にある 建物の2階以上のなるべく高層階 へ移動する。

#### 車中泊避難

コロナ禍で3密回 避のため、危険の ない場所での車の 中での避難。

#### 周囲の状況と安全の確認や自宅の確認

居住不可能



#### 指定緊急避難場所



駐車場やグラウンドなど、災害から命を守るために緊急的に避難する場所。

周囲の状況と安全の確認や自宅の確認



居住不可能



居住可能

自宅



#### 指定避難所



学校・体育館など災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設。



# 指定避難所、指定緊急避難所一覧

No	地域	施設名称	避難予定町内
1	十日町	県立十日町高等学校グラウンド	本町1上・下・東1・西1、本町2、袋町東・中・西、十日町栄町、寿町4、高田町1・2、昭和町1、七
2	十日町	児童センター駐車場	<u>軒町、泉町</u> 宮下町東・西、諏訪町、神明町、学校町1・2
3	十日町	ラポート十日町駐車場	本町3、昭和町2~4、西寺町、加賀糸屋町、関口樋口町、駅通り、西浦町東・西、稲荷町1~3東
4	十日町	サンクロス十日町駐車場	本町4・5、水野町、若宮町、田中町東・西・本通り
	十日町	キナーレ駐車場	本町6の1・6の2・6の3、川原町、上川町
	十日町 十日町	十日町中学校グラウンド	田川町1~3、江道、猿倉、新座1·2、本町7-2
		ほくほく線美佐島駅駐車場	津池、菅沼、大池、十日町赤倉 高田町3・3西・3南、丸山町、稲荷町3本・3南・3北・4・西、西本町1~3、千代田町、八幡田町、
	十日町	西小学校グラウンド	下川原町、住吉町
1 2	中条 中条	東小学校グラウンド 職業訓練校	新座3・4-1・4-2、三和町、四日町新田1~4、南新田町1~3、四日町中原、五軒新田  本町7-1
3	中条	中条中学校グラウンド	太子堂、塚田、中条八幡、上原、上原新町、中条上町、旭ヶ丘
4	中条	中条小学校グラウンド	中町、背戸、下町、中条島、中条峠、梅沢、中条新田、北原、市之沢
5	中条	中条公民館駐車場	中条旭町
6	中条	飛渡第一小学校グラウンド	嘉勝、森木、焼野、魚之田川、新水、宇田ヶ沢、中条菅沼、山新田、東枯木又、西枯木又、蕨平、 三ツ山、上田原、池谷
7	中条	大井田コミュニティセンターグラウンド	四日町1~4、尾崎
1	川治·六箇	県立十日町総合高等学校グラウンド	高山2~4、錦町1·2、美雪町1~3、桜木町、春日町1~3、高田町4~6
2	川治·六箇	川治小学校グラウンド	川治上町1・2、川治中町、川治内後1・2、川治下町1~3、妻有町東1、妻有町西1・2、山本1~5、千歳町1~3、寿町1~3、河内町、開根1・2、浅之平、笹之沢、落之水、池之平、孕石、長里、控木、中村、大箇山谷、麻畑、田麦、二ツ屋、船坂、塩ノ又
3	川治·六箇	南中学校グラウンド	谷内丑1・2、北新田1~3、城之古1~3・東町、塚原町
	吉田	吉田小学校グラウンド	稲葉、吉田山谷
	吉田	吉田中学校グラウンド	小泉1~3、樽沢、中平、名ヶ山
	吉田	鐙島小学校グラウンド	北鐙坂1~3、南鐙坂、高島1・2、鉢1・2、中手
1	下条	上新田自治会館駐車場	上新田1~4
2	<u>下条</u> 下条	下条中学校グラウンド	山際、原、岩野、下条中央通り、野田、蟹沢、為永、下条本町、山根
3	下条	利雪親雪総合センター駐車場 下条小学校グラウンド	廿日城、下条栄町、桑原  艮ノ川、新保、水口、下条下山、新光寺、仙之山、平、漉野、二子、願入、塩野
1	水沢	馬場小学校グラウンド	水沢1~3、馬場1~4、大石、中在家、水沢市之沢、珠川
2	水沢	水沢中学校グラウンド	太田島1~3、土市1·2·5、姿1·2、安養寺、幸町
3	水沢	水沢小学校グラウンド	土市3·4、新宮1·2、大黒沢1~3·東、小黒沢、天池、細尾、池ノ尻、漆島、池沢、野中、鍬柄沢、当間、南雲
4	水沢	伊達公園及び駐車場	伊達1~4
		十日町地域小計(29箇所)	
	川西	千手中央コミュニティセンター駐車場	中島町、山野田、発電所通西、四郎兼、東善寺、千手上町、中央町、田中町
	川西	千手さくら保育園広場	発電所通東、南台、千手栄町、朝日町
	川西	千手小学校グラウンド	神社町、学校町、中屋敷、寺尾、美咲町、木島、沖立
	川西	川西中学校グラウンド	伊友、高原田、坪山、霜条、鶴吉、みのり団地
	川西	上野小学校グラウンド	上野、元町、新町新田、下平新田、三領、小根岸
	川西 川西	橘小学校グラウンド 仙田体験交流館駐車場	木落、寺ヶ崎、塩辛、仁田、野口、四十歩、原田、根深、下原 中仙田、室島、小脇、高倉、田戸、赤谷、岩瀬、大白倉、小白倉
	ME		工川山、土河、江河、河岸、田广、小甘、石湖、八口后、小口后
		川西地域小計(7箇所)	
	中里	田沢小学校グラウンド	学沢、田沢本村、東田沢、如来寺、豊里、桂、上山、田中、小原、干溝、山崎
	中里	中里中学校グラウンド	荒屋、桔梗原、通り山、芋川新田、高道山、朴木沢、宮沢、市之越、鷹羽、白羽毛、程島
	中里中里	旧清津峡小学校グラウンド	東田尻、角間、葎沢、土倉、倉下、小出、西方、西田尻
	中里	旧倉俣小学校グラウンド 貝野小学校グラウンド	芋川、倉俣、原町、新里、重地、清田山、中里下山、田代   新屋敷、本屋敷、堀之内、宮中
3	ir±	中里地域小計(5箇所)	が注が、下圧が、強く下す、白丁
	40.75		いかの マケ 主英 MP
	松代 松代	松代中学校グラウンド	松代①、千年、青葉、池尻
	松代	松代小学校グラウンド  下町地区多目的広場	松代②・③
	松代	県立松代高等学校グラウンド	松代⑤、小荒戸、太平、菅刈、松代田沢、犬伏、孟地、片桐山、滝沢、中子、苧島
	松代	松代総合体育館グラウンド	小屋丸、池之烟、松代下山、松代東山、海老、会沢、清水、桐山、蓬平、田野倉、仙納、莇平、寺田、名平、蒲生、儀明
6	松代	旧奴奈川小学校グラウンド	福島、奈良立、室野①・②、竹所、星峠、木和田原
	1,-14	松代地域小計(6箇所)	THE PARTY OF THE P
1	松之山	小中一貫校まつのやま学園 松之山小・中学校グラウンド	松之山、兎口、光間、新山、下川手、上川手、湯山、黒倉、藤原、曽根、新田、上之山、湯之島、
	40.4.1.		中立山、田麦立、月池、坂中、豊田、北浦田、西之前  水梨、小谷、大荒戸、湯本、天水越、天水島、藤倉、中尾、東川、上鰕池、下鰕池、五十子平、坪
2	松之山	松之山グラウンド	野、松之山赤倉、松之山東山
		松之山地域小計(2箇所)	
		十日町市合計(49箇所)	

No	地域	施設名称	避難予定町内
,			本町1上·下·東1·西1、本町2、袋町東·中·西、十日町栄町、寿町4、高田町1·2、昭和町1、七
1	十日町	県立十日町高等学校	軒町、泉町
2	十日町	児童センター	宮下町東・西、諏訪町、神明町、学校町1・2
3	十日町	ラポート十日町	本町3、昭和町2~4、西寺町、加賀糸屋町、関口樋口町、駅通り、西浦町東・西、稲荷町1~3東
4	十日町	サンクロス十日町	本町4・5、水野町、若宮町、田中町東・西・本通り
	十日町	道の駅クロス10十日町	本町6の1・6の2・6の3、川原町、上川町
6	十日町	十日町中学校	田川町1~3、江道、猿倉、津池、菅沼、大池、十日町赤倉、新座1・2、本町7-2
7	十日町	西小学校	高田町3・3西・3南・丸山町、稲荷町3本通り・3南・3北・4・西、西本町1~3、千代田町、八幡田町、下川原町、住吉町
1	中条	東小学校	新座3·4-1·4-2、三和町、四日町新田1~4、南新田町1~3、四日町中原、五軒新田
2	中条	職業訓練校	本町7-1
3	中条	中条中学校	太子堂、塚田、中条八幡、上原、上原新町、中条上町、旭ヶ丘
5	中条 中条	中条小学校中条公民館	中町、背戸、下町、中条島、中条峠、梅沢、中条新田、北原、市之沢中条旭町
6	中条	飛渡第一小学校	嘉勝、轟木、焼野、魚之田川、新水、宇田ヶ沢、中条菅沼、山新田、東枯木又、西枯木又、蕨平、
7	中条	大井田コミュニティセンター	三ツ山、上田原、池谷 四日町1~3
8	中条	大井田保育園	四日町4、尾崎
1	川治·六箇	県立十日町総合高等学校	高山2~4、錦町1·2、美雪町1~3、桜木町、春日町1~3、高田町4~6
			川治上町1・2、川治中町、川治内後1・2、川治下町1~3、妻有町東1、妻有町西1・2、山本町1
2	川治·六箇	川治小学校	~5、千歳町1~3、寿町1~3、河内町、関根1·2、浅之平、笹之沢、落之水、池之平、孕石、長田、松木、井井、大笠山、公、京畑、田東、三、川屋、砂塩、佐、石
3	川治·六箇	南中学校	里、控木、中村、六箇山谷、麻畑、田麦、二ツ屋、船坂、塩ノ又 谷内丑1・2、北新田1~3、城之古1~3・東町、塚原町
	吉田	吉田小学校	稲葉、吉田山谷
2	吉田	吉田中学校	小泉1~3、樽沢、中平、名ケ山
3	吉田	<b>鐙島小学校</b>	北鎧坂1~3、南鎧坂、高島1·2、鉢1·2、中手
	下条	上新田自治会館	上新田1~4
2	下条	下条中学校	山際、原、岩野、下条中央通り、野田、蟹沢、為永、下条本町、山根
3	下条	利雪親雪総合センター	廿日城、下条栄町、桑原
4	下条	下条小学校	貝ノ川、新保、水口、下条下山、新光寺、仙之山、平、漉野、二子、願入、塩野
1	水沢	馬場小学校	水沢1~3、馬場1~4、大石、中在家、水沢市ノ沢、珠川
2	水沢	水沢中学校	太田島1~3、土市1・2・5、姿1・2、安養寺、幸町
3	水沢	水沢小学校	土市3·4、新宮1·2、大黒沢1~3·東、小黒沢、天池、細尾、池/尻、漆島、池沢、野中、鍬柄沢、当間、南雲
4	水沢	伊達公会堂	伊達1~4
		十日町地域小計(29箇所)	
1	川西	千手中央コミュニティセンター	中島町、山野田、発電所通西、四郎兼、東善寺、千手上町、中央町、田中町
2	川西	千手さくら保育園	発電所通東、南台、千手栄町、朝日町
3	川西	千手小学校	神社町、学校町、中屋敷、寺尾、美咲町、木島、沖立
4	川西	川西中学校	伊友、高原田、坪山、霜条、鶴吉、みのり団地
5	川西	上野小学校	上野、元町、新町新田、下平新田、三領、小根岸
6	川西 川西	橘小学校 仙田体験交流館	木落、寺ヶ崎、塩辛、仁田、野口、四十歩、原田、根深、下原 中仙田、室島、小脇、高倉、田戸、赤谷、岩瀬、大白倉、小白倉
	71129		中川中、王岛、小爀、向启、中户、外谷、石湖、入口启、小口启 
		川西地域小計(7箇所)	
	中里	中里体育館	芋沢、田沢本村、東田沢、如来寺、豊里、桂、上山、田中、小原、干溝、山崎
	中里	中里中学校	
	中里	旧清津峡小学校(清津倉庫美術館)	東田尻、角間、葎沢、土倉、倉下、小出、西方、西田尻
	中里中里	旧 <u>倉俣小学校</u>  貝野小学校	芋川、倉侯、原町、新里、重地、清田山、中里下山、田代
5	1中里	中里地域小計(5箇所)	新屋敷、本屋敷、堀之内、宮中
1	松代	松代中学校	松代①、千年、青葉、池尻
2	松代	松代小学校	松代②·③
3	松代	まつだいふるさと会館	松代④
4	松代	新潟県立松代高等学校	松代⑤、小荒戸、太平、菅刈、松代田沢、犬伏、孟地、片桐山、滝沢、中子、苧島
5	松代	松代総合体育館	小屋丸、池之畑、松代下山、松代東山、海老、会沢、清水、桐山、蓬平、田野倉、仙納、莇平、寺田、名平、蒲生、儀明
6	松代	旧奴奈川小学校(奴奈川キャンパス)	福島、奈良立、室野①・②、竹所、星峠、木和田原
Ť	I I M I V	松代地域小計(6箇所)	IBBN WALLEY WITH SELVINIAN
1	松之山	小中一貫校まつのやま学園	松之山、兎口、光間、新山、下川手、上川手、湯山、黒倉、藤原、曽根、新田、上之山、湯之島、
Ė		松之山小・中学校	中立山、田麦立、月池、坂中、豊田、北浦田、西之前
2	松之山	松之山体育館	水梨、小谷、大荒戸、湯本、天水越、天水島、藤倉、中尾、東川、上鰕池、下鰕池、五十子平、坪  野、松之山赤倉、松之山東山
		松之山地域小計(2箇所)	
		十日町市合計(49箇所)	21



# 避難所の運営(避難所運営委員会)

規模災害が発生して避難所を開設した場合に設置する、自主防災組織、施設管理者及び市職員が、お互いに協力して円滑な避難所運営を行うための組織である。

※ 市職員は、主に災害対策本部(災害発生時等に、災害の拡大防止及び被害の軽減のために市が設置するものをいう。)及び現地災害対策本部(災害対策本部の事務の一部を行うため、各支所に設置されるものをいう。)との連携を担う。

※「十日町市避難所運営マニュアル」から抜粋



# (7) 市からの防災情報伝達



防災行政無線 (屋外拡声子局)

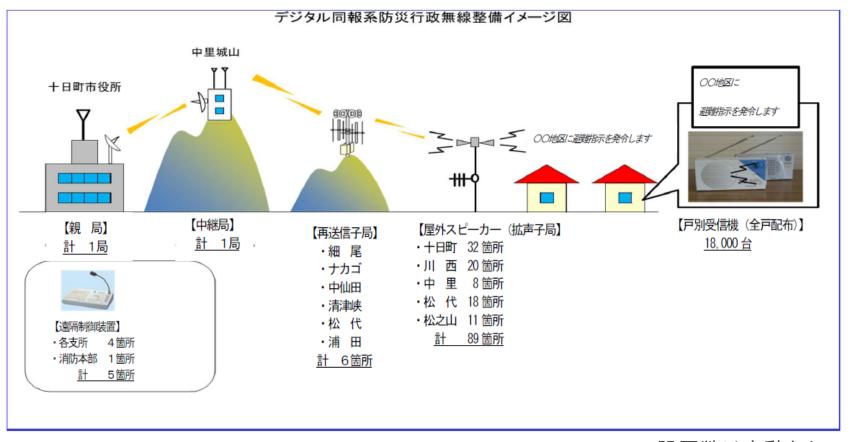


防災行政無線 (戸別受信機)



# デジタル同報系防災行政無線

異常気象に起因する大型台風、集中豪雨、竜巻等による被害が全国各地で頻発。防災行政無線を用いて、地域住民への迅速かつ確実な緊急情報や 避難情報を伝達する。





# 十日町あんしんメール

## "十日町あんしんメール"の登録はお済みですか?

~ "十日町あんしんメール" は十日町市が提供する登録制メール配信サービスです~

十日町市に関する災害や安全・安心に関する情報を、携帯電話 (スマートフォン含む)、パソコンなどへ電子メールで配信するサービスです。サービスを受けるには、登録が必要です。どなたでも登録できますので、市内にお住まいの方はもちろん、市内へ通勤、通学をされている方、市内に実家がある方なども、ぜひ登録をお願いします。

#### ▶ 配信する情報

1 防災情報: 防災に関する情報、災害発生情報、避難に関する情報、震度

情報(十日町市内で震度3以上) など

2 防 犯 情 報 : 不審者情報、特殊詐欺情報、交通安全啓発情報 など

3 気象情報: 気象台から発表される気象情報(十日町市内に警報、特別警

報が発表された場合に即時配信されます)

4 火災情報: 十日町市、津南町における火災発生および鎮火の情報 など

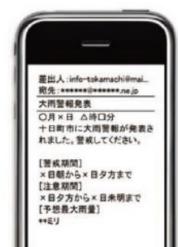
5 生活関連情報: クマなど有害鳥獣の出没情報、行方不明者の情報、その他市

民生活に関連する情報 など

※1,2の情報は受信必須、3~5の情報は登録時に受信可否を選択できます

#### ▶ 登録費用など

登録料、利用料はかかりません。ただし、登録手続きやメール受信の際のパケット通信料などは登録者の負担です。



【配信イメージ】

★登録方法は裏面にあります☆



# テレビからの情報収集



リモコンの"dボタン"を押す



データ放送画面



十日町市に関する防災・生活情報



雨量や気象情報



# インターネットからの情報収集

【その他参考【東北電力停電情報アプリ】(停電情報(プッシュ通知)) 【YAH00! 防災速報】(防災情報の通知(プッシュ通知))



※Google PlayもしくはApp Storeで検索しインストール(この他にも様々な防災関係アプリがあります)

# (8)令和4年度十日町市総合防災訓練の振り返り

#### <u>1 目的</u>

災害対策基本法第48条及び十日町市地域防災計画に基づき、総合的な防災訓練を実施し、大規模災害時における円滑な防災活動を期するため、防災関係機関相互の緊密な連絡体制を構築する。 併せて住民の防災意識の高揚を図り、安全・安心なまちづくりに寄与することを目的とする。

#### 2 実施方針

地元の自主防災組織等との協働に重点を置き、降雪期に災害が発生した際の、地区避難所への 経路確認を実施する。また、市避難所担当職員と合同で避難所開設訓練を行う。

#### 3 訓練項目

- (1) 1日目「避難経路確認及び合同避難所開設訓練」(12月4日(日))
  - ①緊急時情報伝達訓練(市内全域)
  - ②安否確認訓練及び避難経路確認(高山地区、中条地区のみ)
  - ③避難所開設訓練(川治・六箇地区、中条地区のみ)
  - ④避難所開設研修会(高山地区、中条地区のみ)
- (2) 2日目「災害対策本部設置・運営訓練」(12月21日(水))
  - ⑤災害対策本部設置・運営訓練
  - ⑥避難所開設訓練(川治·六箇地区、中条地区以外)



#### 令和4年度十日町市総合防災訓練(緊急時情報伝達訓練)

- 1. 日時及び場所 今和4年12日4日(日)8:30
  - 令和4年12月4日(日)8:30~8:35
- 2. 訓練参加者(市内全域)
- 3. 訓練目的及び実施内容
- 防災行政無線、十日町あんしんメール、緊急速報メール等による情報伝達訓練
- 高山地区、中条地区で防災行政無線により、訓練全般に関する情報伝達
- 避難所担当職員への避難所開設の指示(川治・六箇地区、中条地区のみ)



防災行政無線 (操作卓)



防災行政無線 (屋外拡声子局)



防災行政無線 (戸別受信機)



#### 令和4年度十日町市総合防災訓練(安否確認訓練及び避難経路確認)

- 日時及び場所 令和4年12月4日(日)8:30~9:00
- 2. 訓練参加者(約700人) 高山地区、中条地区自主防災組織等
- 3. 訓練目的及び実施内容 避難行動要支援者の安否確認及び地区避難所までの避難経路確認



避難行動要支援者名簿(見本)



安否確認及び避難経路確認訓練



#### 令和4年度十日町市総合防災訓練(避難所開設訓練)

- 1. 日時及び場所
  - ①令和4年12月4日(日)8:30~9:30(川治•六箇地区、中条地区)
  - ②令和4年12月21日(水)14:00~15:30(川治-六箇地区、中条地区以外)
- 2. 訓練参加者(65人) 避難所担当職員
- 3. 訓練目的及び実施内容 避難指示発令後の指定避難所の開設訓練



冬期間の施設状況の確認



避難所担当職員による避難所開設



#### 令和4年度十日町市総合防災訓練(避難所開設研修会)

- 1. 日時及び場所 令和4年12月4日(日)9:30~11:00(高山地区、中条地区) 訓練参加者(約700人) 高山地区、中条地区自主防災組織等
- 訓練目的及び実施内容 指定避難所開設研修及び避難所資機材の活用訓練



指定避難所開設研修



避難所資機材の活用訓練



#### 令和4年度十日町市総合防災訓練(災害対策本部設置・運営訓練)

- 1. 日時及び場所 令和4年12月21日(水)14:00~15:00
- 2. 訓練参加者(25人) 災害対策本部員、十日町地域消防本部、十日町地域振興局、十日町警察署、東北 電力ネットワーク(株)、十日町市社会福祉協議会
- 3. 訓練目的及び実施内容 防災情報システムを活用した災害対策本部運営により迅速な意思決定を図る



防災情報システムを活用した本部会議



災害対策本部設置 · 運営訓練



#### 成果と課題(主なもの)

#### ①成果

- コロナ対策を実施したことにより3年振りに総合防災訓練を開 催。(訓練参加による感染の報告なし)
- 令和3年10月に全面運用を開始した防災行政無線を活用して 初めて総合防災訓練を開催。

#### ②課題

- 暖房器具等は準備したが積雪により気温が低いため、更なる寒 さ対策が必要となる。
  - ⇒自助による防寒具の備蓄等
- 積雪時は避難所入口が使用できない場合があり、冬期間の避難 所の状況を確認する必要がある。 ⇒除雪状況等による出入口の変更等



# 本日はご清聴いただき ありがとうございました

